平成２２年（フ）第１０８７号
大阪府岸和田市春木若松町１番44号和田八マンション301号
債務者　宇野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
香川県丸亀市土器町東７丁目684番地　蓬莱マンション407号
債務者　小田友香子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４８２号
函館市船見町２番15号
債務者　亀井　政勝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７５号
函館市上野町５番５号
債務者　福島　邦典
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８３号
函館市中道２丁目35番１号
債務者　肥後　和子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８５号
函館市中道２丁目６番16号
債務者　原　　晃子（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８７号
函館市港町３丁目２番20―305号
債務者　堀川　義子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８８号
函館市亀田港町52番５号
債務者　榎本　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
北海道茅部郡森町字上台町43番地　藤井アパート101
債務者　佐藤　元彦
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９０号
函館市花園町２番６号
債務者　齊藤　基恵
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７０３号
川崎市多摩区菅馬場１丁目10番13号　上原ハイツ202
債務者　安木　和馬
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
川崎市川崎区藤崎１丁目13番14―406号　藤崎マンション、前住所川崎市川崎区渡田４丁目９番13号
債務者　告　あけみ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９５号
川崎市宮前区野川3134番地７　藤和シティホームズ鷺沼301
債務者　山根　明子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
川崎市高津区二子１丁目２番１―203号　エクセリア二子多摩川
債務者　黒川　依里
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
川崎市中原区宮内３丁目11番４号　ハイツ宮内パートⅡ202
債務者　福西　京子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４０号
川崎市多摩区宿河原２丁目32番１―303号
債務者　今泉　和行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係